

(様式1)

長崎県総合水産試験場 水産加工開発指導センター
施設利用及び使用料減免申込書
(利用承認書)

平成 年 月 日

長崎県総合水産試験場長 様

住 所

氏名又は名称

長崎県総合水産試験場水産加工開発指導センターの施設を、下記による利用と使用料の免除をお願いしたいので申し込みます。なお、利用にあたっては、センター職員の指示に従います。

記

1. 利用者の氏名等

所属事業所名

住 所

電 話

利 用 者 名

2. 利用期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

3. 利用目的

(1) 利用目的 a 試作試験 b 品質検査 c 文献調査 d その他

(2) 利用内容

4. 利用施設等

(1) 施設 a 調理実験室 b ねり製品、冷凍・冷蔵試験コーナー c ハイテク試験コーナー
d 包装室 e 乾燥試験コーナー f 蒸煮試験コーナー

(2) 機器

5. 使用料免除の理由

(1) 大学・公試 (2) 共同研究 (3) 研修・指導

(伺い) 上記のとおり承認してよろしいか。

受 付	承 認

管理部長	課 長	係 長	係 員	担当者
所 長	科 長	所 員		取扱者

(様式2)

長崎県総合水産試験場 水産加工開発指導センター
施設利用(休日・時間外)及び使用料減免申込書
(利用承認書)

水加工 第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

長崎県総合水産試験場長 様

住 所 _____
氏名又は名称 _____

長崎県総合水産試験場水産加工開発指導センターの施設を、下記により休日・時間外の利用と使用料の免除をお願いしたいので申し込みます。

なお、利用にあたっては、加工センター利用規程を遵守し、加工センター職員の指示に従います。

記

1. 利用者の氏名等

所属事業所名 _____
住 所 _____
電 話 _____
利用者名(複数名、習熟者は 印) _____

2. 利用期間及び時間: 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

3. 利用目的:(1) 利用目的 a 試作試験 b 品質検査 c その他
(2) 利用内容 _____

4. 利用施設等

(1) 施設 a 調理実験室 b ねり製品、冷凍・冷蔵試験コーナー c ハイテク試験コーナー
d 包装室 e 乾燥試験コーナー f 蒸煮試験コーナー
(2) 機器 _____

5. 使用料免除の理由

(1) 大学・公試 (2) 共同研究 (3) 研修・指導

6. 終了報告(施設利用後に記入してください)

(1) 利用実績 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
(2) 特記事項 _____
(3) 記載者 _____

(伺い) 上記のとおり承認してよろしいか。

受付	承認

管理部長	課長	係長	係員	担当者
所長	科長	所員		取扱者

長崎県総合水産試験場水産加工開発指導センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県総合水産試験場条例（平成9年長崎県条例第17号。以下「条例」という。）並びに長崎県総合水産試験場管理運営規則（平成9年長崎県規則第12号の4。以下「規則」という。）に定めるもののほか、長崎県総合水産試験場水産加工開発指導センター（以下「加工センター」という。）施設について、長崎県総合水産試験場（以下「総合水試」という。）職員等以外の者の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用できる施設)

第2条 利用できる施設とは、加工センターの設備機器類（実習実験用加工装置及び分析機器等）のうち、長崎県総合水産試験場長（以下「場長」という。）が別に定めるものをいう。

(利用者の範囲)

第3条 施設を利用できる者は、次に掲げるものとする。

- 一 長崎県内の水産加工業者及び水産関係団体職員
- 二 大学及び試験研究機関の職員
- 三 その他場長が適当と認めた者

(利用時間及び期間)

第4条 施設を利用できる時間は、原則として規則第2条に定める時間とする。ただし、場長が特に必要と認めたときは、規則第3条に定める休業日（以下「休日」という。）を除く日（以下「平日」という。）の午後5時から同9時まで並びに休日の午前9時から午後9時までの時間（以下「時間外・休日」という。）に利用することができる。

- 2 同一施設を連続して利用できる期間は、最大5日間とする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、場長が特に必要と認めたときは、施設を利用できる日、時間及び期間を変更することができる。

(利用の申し込み)

第5条 施設を利用しようとする者（以下「使用者」という。）は、施設利用及び使用料減免申込書（様式1）時間外・休日の使用者は、施設利用（時間外・休日）及び使用料減免申請書（様式2）を利用予定日の10日前（平日に限る。）までに提出しなければならない。

(利用の承認)

第6条 場長は、申込書の提出を受けたときはこれを審査し、適当と認めたときは承認するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

- 2 場長は、加工センターにおける各施設の使用状況等を勘案し、利用者が利用を希望する施設並びに日、時間及び期間を調整して承認することができる。

(利用の変更)

第7条 使用者は、前条の承認を受けた施設、利用日、時間又は期間を変更しようとするときは、あらかじめ場長の承認を受けなければならない。

(利用の取り消し)

第8条 場長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、利用承認を取り消すことができる。

- 一 承認を受けた施設を目的外利用したとき。
- 二 承認を受けた施設を善良な注意をもって利用しなかったとき。
- 三 その他この規程又は職員の指示に従わなかったとき。

(使用料)

第9条 第6条の承認を受けた使用者は、条例第4条別表の規定に基づき場長が別に定める使用料を前納しなければならない。

- 2 場長は、次の一つに該当する場合は、規則第5条の規定に基づき使用料を免ずることができる。
ただし、試験に使用する原材料、試薬等は利用者の負担とする。
- 一 国又は地方公共団体が利用する場合。
 - 二 その他場長が必要と認める場合。

(使用者の遵守事項)

- 第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 加工センター職員(以下「職員」という。)の指示があった場合は、これに従うこと。
 - 二 利用する施設は、加工センター室内で使用するものとし、外部へ持ち出さないこと。
 - 三 利用にあたっては、細心の注意を持って行き、終了後は、施設の洗浄、清掃等を行い原状に復し、職員の確認を受けて退出すること。
 - 四 施設を損傷又は滅失した場合は、速やかに職員に報告し、場長の指示に従って原状に復すること。
- 2 時間外・休日に利用する者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 施設の利用は、事前に職員の指示を受けること。
 - 二 施設の利用は、当該施設に習熟した者が操作することとし、安全のために複数人により行うこと。
 - 三 施設の利用中に故障その他の異状を発見したときは、速やかに施設の管理担当職員及び警備担当者に報告し、指示を受けること。
 - 四 施設の利用を終了又は中止したときは、終了又は中止した旨を警備担当者に報告して退出するものとする。

(事故責任)

- 第11条 使用者が、施設利用中の事故により人身及び物損被害を受けても、総合水試は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

- 第12条 使用者の責めに帰すべき理由により、加工センター又は使用者以外のものが被った人身及び物損被害については、使用者が賠償の責めを負うものとする。

(成果の公表)

- 第13条 加工センターと共同で実施して得られた成果は、総合水試事業報告等に掲載することがあるが、この場合は、掲載内容について事前に共同実施者と協議するものとする。

(雑則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は場長が別に定める。

附 則 この規程は、平成13年12月 1日から施行する。